

第12回北斗市農業委員会総会議事録

令和8年2月26日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和8年2月26日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 17名) (欠席 0名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	欠 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	出 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 任 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 2 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 5 号 土地の現況証明調査委員の指名について 議案第 6 号 農地売買事業等事業に係る基準・目標面積改定の意見聴取について
委員提出議案 等の標題	

第 1 2 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 8 年 2 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分

- | | | |
|---------|------------------------------------|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 1 号) |
| 日程第 6 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 2 号) |
| 日程第 7 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請 (賃貸借) について | (議案第 3 号) |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請 (使用貸借) について | (議案第 4 号) |
| 日程第 9 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 5 号) |
| 日程第 1 0 | 農地売買事業等に係る基準・目標面積改定の意見聴取について | (議案第 6 号) |

第 1 2 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 8 年 2 月 2 6 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	4 件
2	報告第 2 号	営農型発電設備の下部の農地における農作物 の状況報告について	会長	報告済	1 件
3	議案第 1 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	報告済	4 件
4	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
5	議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）について	会長	決定	6 0 件
6	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（使用貸借）について	会長	決定	1 8 件
7	議案第 5 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
8	議案第 6 号	農地売買等事業に係る基準・目標面積改定の 意見聴取について	会長	決定	1 件

第 1 2 回北斗市農業委員会総会

(午後 1 時 3 0 分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	ご苦労様です。総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 2 月も末という事で、雪も降りましたが、例年よりも早く 3 月中頃には無くなってしまうのかなと思います。ハウス農家は、もう種まき等も終えて育苗も進んでいると思いますので、私も経験ありますが、ハウスの出入りで暑くなったり、寒くなったりすると風邪をひきますので、体に気を付けて作業にあたっていただければと思います。 本日の総会は、報告 2 件、議案 6 件の合計 8 件であります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 1 2 番 山本 正人 委員より欠席の届出がありました。 本日は、1 7 名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第 7 条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第 1 議 長	日程第 1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号 4 番 落合 修 委員、議席番号 5 番 白石 奈津美 委員の両名を指名いたします。
日程第 2 議 長	日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号 1 につきましては、道南いさりび鉄道・久根別駅より北西側の市街化農地及び一本木稲荷神社より北側の農地でございます。 番号 2 につきましては、南大野会館より東側・西側・北東側・南東側及び大野農業高等学校より西側並びにふじの学園より北西側の農地でございます。番号 3 につきましては、桜岱にあります老人ホーム・ケアハウスそよかぜより西側・南西側及び富川会館より北西側の農地でございます。番号 4 につきましては、サングリーン函館工場より南東側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	日程第 4 報告第 2 号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、農地巡回指導の際に現地を確認していただいております、三ツ石の営農型発電設備の下で耕作が行われている農地でございますが、この一時転用許可を受けた者は、毎年、下部の農地における農作物の生育状況及び収量状況を必要な知見を有する者の確認を受けたのち、翌年２月末日までに農地転用許可権者に報告することとなっております、このたび当委員会に提出されたものでございます。 昨年までの状況は、収量の基準値をクリアしていますが、ほ場管理不足が懸念され、雑草の混入率が増加しており、このままの管理方法では農作物の収量や品質が低下していく事が明らかなため、農業改良普及センターの協力をいただき、ほ場の適正な管理方法及び草地更新計画を指導してきました。これらを実施した結果、本年度は全体収量の若干の低下は見られたものの、品質等の回復は見られました。来年度以降も草地更新を順次行っていく計画としておりますので、長期的な品質及び収量の確保していくことで、適切なソーラシェアリング下での安定的な農地利用を図る取組がなされていると考えられます。なお、下部の農地での単収が地域の平均単収と比較して、おおむね２割以上減収していないことが判断基準となっております、今年度は、減収率マイナス１３％であり、その基準をクリアしている状況にあります。 今後も他の地域で発生しているような、実態のないソーラシェアリング農地とならないよう、適正な農地利用を図っていくため、農業委員会としても農地巡回等による確認や農業改良普及センターの協力の元、指導を行っていきたいと考えております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 5 議 長	日程第 5 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 及び番号 2 につきましては、文月会館より北西側の農地でございまして、借主の規模縮小のため、借主の都合により解約となっております。この後の議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。番号 3 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございまして、貸主が第三者へ売買するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第 2 号『農地法第 3 条の規定による許可申請（所有権移転の決定）』において、ご審議いただく予定となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 と番号 2 は、分けて審議をいたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、茂辺地パークゴルフ場より東側の農地でございまして、労働力不足のため、令和 3 年より賃貸借で耕作している方へ 5 年の期間を設定し、賃貸借するものでございます。 なお、相続登記が未了であり、貸主が相続人代表のため、農地中間管理による契約ができないため農地法第 3 条による契約としています。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(佐々木 勝利 委員：挙手)
議 長	佐々木 勝利 委員
佐々木 勝利 委員	借主は、この場所まで行って耕作できるの。
事務局長	ご説明いたします。 この関係者が、借主の姉であります。従前の契約途中で所有者が亡くなり、所有者とは内縁関係のため、相続人にはなれない方でした。今回契約更新を行う際に相続人と協議の上、契約を締結する事としました。現時点で相続登記を行う事が難しい事と借主が経営安定対策等事業の補助を受けている関係で、耕作を継続したい意思があるため、農地法第3条による賃貸借契約を行うものです。 説明は、以上でございます。
佐々木 勝利 委員	作付けは、何をやっているの。
事務局長	牧草です。
議 長	よろしいでしょうか。
佐々木 勝利 委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	続きまして、番号2を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号2につきましては、清川自治会館より東側及び南側の農地でございまして、規模縮小のため、近隣で耕作を行っている経営規模

事務局長	拡大を図ろうとする方へ、売買を行なうものでございます。 詳細につきましては、お手元に配布をしておりますので、併せてご確認ください。 申請内容について、取得を行う予定の農地は、令和7年11月総会及び先月の総会で競売に係る買受についてご審議並びにご報告いたしました所有者の農地となります。 申請者は、年 齢の方で、労働力は夫婦2名で後継者は、現時点でいません。現在も、農地所有適格法人であります、株式会社北斗ファームの役員となっている方です。 自作地として、田が約面 積ヘクタール・畑が約面 積ヘクタールあります。昨年度の売り上げは、トマト・ジャガイモで約金 額円です。 耕作に必要な機械等は、自己所有以外は法人名から無償リースを予定しております。 売買価格は、田・畑とも反当たり金 額円としています。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7 議 長	日程第7 議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号1から番号28までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号1につきましては、清水川工業団地・コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー函館支店より東側の農地でございます、労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号2につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます、労働力不足の

事務局長	ため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号3につきましては、大野農業高等学校より南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号4につきましては、南部坂ダムより南東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号5につきましては、一本木会館より北側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号6につきましては、萩野・株式会社駒井生コンクリートより西側の農地でございます。労働力不足のため、令和6年3月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、2年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号7につきましては、文月・山の神神社より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号8につきましては、文月会館より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号9につきましては、東前・創価学会道南文化会館より南西側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号10につきましては、一本木稲荷神社より北東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号11につきましては、文月・山の神神社より南側の農地でございます。労働力不足のため、令和5年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号12につきましては、水無会館より北西側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、1年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号13につきましては、島川小学校より南東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、10年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号14につきましては、北海道電力ネットワーク株式会社・上磯変電所より北側及び北東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4
-------------	---

事務局長	月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号15につきましては、水無会館より西側及び北西側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号16につきましては、桜岱会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号17につきましては、三好会館より南西側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、4年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号18につきましては、三好会館より西側及び南側並びに南西側の農地でございます。労働力不足のため、平成28年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、10年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号19につきましては、南大野会館より西側の農地でございます。労働力不足のため、令和7年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号20から番号22につきましては、文月会館より北西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号23につきましては、東前・しんわの湯より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号24につきましては、南大野会館より南東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号25につきましては、新函館農業協同組合・開発倉庫より東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号26につきましては、新函館農業協同組合・開発倉庫より南東側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号27につきましては、新函館北斗駅より南側の農地でございます。労働力不足のため、令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、10年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号28につきましては、細入会館より北西側及び北東側の農地ございま
-------------	--

事務局長	して、労働力不足のため、平成２８年４月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、１０年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	土地改良区の賦課金は、借主が負担するという事でいいですか。
事務局長	ご説明いたします。 従前は、契約の中で貸主と借主のどちらが負担するかを選べる方式で契約を行っていましたが、現在は、原則借主負担となったため、従前の価格から賦課金分を差し引いた価格が前の契約と同じ価格となっております。また、前回の全員協議会でもご説明いたしましたが、各地区の賃料については、見直しを行っていきたいと考えております。 説明は、以上でございます。
議 長	よろしいでしょうか。
落合 修 委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号２９の案件につきましては、７番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (岡田 浩幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号２９を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号２９につきましては、稲里会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、令和３年４月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、５年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 （岡田 浩幸 委員：復席）
議 長	次の番号３０の案件につきましては、８番 岡村 栄士 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （岡村 栄士 委員：退席）
議 長	それでは、番号３０を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号３０につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、５年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (岡村 栄士 委員：復席)
日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 9 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、大野幼稚園より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、2 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、ふじの学園より北西側及び北東側の農地でございます。労働力不足のため、令和 3 年 2 月より使用貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、野崎霊園より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、大野幼稚園より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 5 につきましては、文月・山の神神社より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 6 につきましては、文月・山の神神社より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 7 につきましては、向野・セイコーマートより南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 8 につきましては、白川コミュニティセンターより南東側の農地でございます。労働力不足のため、平成 31 年 4 月より貸貸借で耕作を行っていた経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。

事務局長	番号9につきましては、細入会館より北西側及び北東側の農地でございます。労働力不足のため、令和5年2月より賃貸借で耕作を行っていた経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、使用賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	番号1から番号7までの 個人名 さんは、作付けは、牧草ですか。
事務局長	ご説明いたします。 牛の畜産農家で、牧草を主に作付けしております。借主の希望として一団でまとめた面積で貸借をできる場所をとの申出がありましたので、複数の所有者と契約する形になっております。 説明は、以上でございます。
落合 修 委員	確認です。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第9 議 長	日程第9 議案第5号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号2番 高田 美穂 委員、議席番号10番 畠中 学 委員、議席番号15番 井坂 あずみ 委員の、以上3名を指名することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 6 号「農地売買等事業に係る基準・目標面積 改定の意見聴取について」を議題といた します。
議 長	事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、『農用地等及び農業用施設等の権利の取得 後の経営面積が基準面積を超えるものであること』と定められてお り、現在適用している基準・目標面積は、令和 2 年に改定が行われ てから、5 年が経過し現状に即して改定を行うため、北海道農業公 社から、変更案について意見聴取を求められているものです。 改定の概要は、営農類型が細分化されすぎているので、類型の見 直しを行っています。仮に実際の営農類型に無い場合でも、代替で きる類型があるものは、集約を行っております。 例として、水稻プラス野菜は 4 類型を 2 類型に集約し、花きや苗 木専業・畑作専業等の他の営農類型に分類できないものは、売買や 貸借をスムーズに進めるため、新たに設定を行っております。 先に説明をいたしましたが、取得後の経営面積が基準面積を超え ることが要件となるため、売買や貸借に等に支障の出ないよう全体 的に基準面積・目標面積の引き下げをおこなっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたし ます。 (高橋 陽一 委員：挙手)
議 長	高橋 陽一 委員
高橋 陽一 委員	この数字の単位は。
事務局長	ご説明いたします。 ヘクタールです。

高橋 陽一 委員	わかりました。
事務局長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第１２回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。 (午後２時４５分 閉会)
	会 長 澤 田 亨 署名委員 落 合 修 署名委員 白 石 奈津美